

## 「藤澤山宇賀神縁起」について

伊藤 匠（当館学芸員（会計年度任用職員））

### 一 はじめに

本稿では、大磯町郷土資料館（以下、当館）が保管している「大久保家資料」より、文政八年（一八二五）に大久保忠衛によって筆写された「藤澤山宇賀神縁起」（以下、「縁起」）を紹介する<sup>①</sup>。

「大久保家資料」は、小田原藩の家老職を務めた大久保家（隅の大久保家）と称される）が収集作成した資料群で、所有者である大久保忠旦氏より寄託を受けている。現在、江戸期より昭和期にかけての資料約六〇〇点を当館にて整理保存している。

「縁起」とは、藤沢市西富に所在する時宗総本山の藤澤山清浄光寺（遊行寺）に安置されている宇賀神像の由緒を記した縁起である。「縁起」によると、宇賀神像は徳川家康の先祖にあたる有親という人物によって勧請されたとしている。この宇賀神像と徳川氏の関係について、『清浄光寺史』は「伝承の域を出ない」という見解を示している<sup>②</sup>。令和四年現在、宇賀神像は清浄光寺の宝物館に展示されている。

徳川氏の出自には不明な点が多い。江戸幕府によって編纂された『東照宮御実紀』によれば、徳川氏は清和源氏の家系で、鎌倉時代に新田庄世良田郷得川に居を構えたことから世良田氏を名乗ったとしている<sup>③</sup>。鎌倉幕府が倒れ、南北朝の動乱が始まると世良田氏は南朝方につき、一族のリーダーにあたる新田義貞に従って各地を転戦するも北朝方に敗北、世良田有親ら親子は時宗の僧となって三河国大濱称名寺に流れ着く。そこで、有親の子親氏は、まず酒井氏の養子となり、次いで松平氏の養子となる。そして、親氏の子孫が、徳川将軍家となる。これが、いわゆる「新田源氏末裔

説」である。

この幕府の見解も、「松平氏由緒書」の発見によって現在では否定されている<sup>④</sup>。「松平氏由緒書」は、江戸時代初期に作成された文書で、旗本松平太郎左衛門家の当主による口伝書である。「松平氏由緒書」では、親氏（信武）と表記される）は「東西をきらわすして牢流の者」と名乗っているとされている。「松平氏由緒書」が「新田源氏末裔説」を否定しているわけではないが、記述に「新田源氏末裔説」が一切出てこないことから、新田源氏と徳川氏にはつながりが無いという見方がされている<sup>⑤</sup>。

「縁起」は「新田源氏末裔説」を基礎に、徳川氏と清浄光寺の繋がりを強調している点に特徴がある。そこで本稿では、「縁起」の内容を紹介するとともに、その内容を検証することを目標とする。なお、本稿では史料の引用に際し、必要に応じて句読点を加えた。また、（ ）は引用者による注である。

### 二 「縁起」について

「縁起」を筆写した大久保忠衛（？〜一八八三）は、小田原藩の家老職を務めた「隅の大久保家」の当主で、文政三年（一八二〇）に元服したことが少なくとも確認できる<sup>⑥</sup>。忠衛の正確な生年月日は不明だが、「縁起」を筆写したころは、まだ若年だったことがわかる。

「縁起」は、「称名寺御由緒」「将軍家上洛記」と共にまとめられて「恐惶秘録」という題で冊子状に綴じられている。「称名寺御由緒」とは、親氏が松平氏の婿養子になるきっかけとなった連歌会が行われた称名寺（愛知県岡崎市藤川町中町南に所在）の由緒書で、「将軍家上洛記」は江戸幕府三代将軍徳川家光の上洛を記した文書である。

「縁起」の原本の所在はわからない。ただし、寛政六年（一七九四）一

一月の清浄光寺の火災で焼失した宇賀神堂の再建のため、清浄光寺が寛政一〇年に作成し、幕府に提出した嘆願書「宇賀神堂再建願之事」に「縁起」と同様の記述がみられる。従って、「縁起」の原本は清浄光寺に存在し、それを何らかの形で大久保忠衛が筆写したものと推測することができる。

### 三 「縁起」の内容

#### (一) 有親父子の流浪と出家

「縁起」の記述は宇賀神像に関する説明から始まり、徳川氏の先祖の経歴、宇賀神像が清浄光寺に納められるまでの経緯、その際に作成された「御願状」について、そして有親父子の足跡と続く。まず、「縁起」の冒頭を次に示す。

抑当山〔清浄光寺〕ニ安置シ奉ル宇賀神ハ、弘法大師ノ御作ニシテ 御  
当家〔徳川家〕御先祖徳阿弥公御願状ヲ添サセラレ、当山ニ納メタモ  
フ尊像也。忝ク其来縁ヲ尋ネ奉ルニ 御当家ハ清和天皇ノ後胤、八幡  
太郎義家公ノ御孫、新田大炊助義重公第四ノ御子、世良田四郎義季公  
五代ノ孫、世良田太郎政義公ノ御孫、徳川左京助有親公後号、徳阿弥、御息親氏  
公後号、長岡弥、泰親公、独阿松寿丸。応永二年〔一三九五〕十二月、未急難極運御遁  
レカタク、右御三方御形ヲ替サセラレ、仮ニ時宗ノ僧ト成ラセタマヒ、  
御本国上州新田領ヲ御立退、三河国ニ到ラセ、松平家、酒井家両家ヲ  
継セタマヒシ事、其次第三河記、御年譜、後風土記、大成記、啓運記  
等ニ其沙汰区也。然ルニ時宗相伝ノ一義、藤澤山宝庫ニ有是誠ニ正説  
ナラン

宇賀神像は弘法大師作で「徳阿弥公」によって「御願状」と共に納められたとしている。徳阿弥とは、清和源氏に連なる新田一族の世良田政義の孫、徳川有親を指す。この有親と二人の子、親氏と泰親が応永二年一〇月

に時宗の僧となつて、所領の上野国新田荘を立ち退き、三河国で松平家と酒井家を継ぐことになるとしている。そして、この経緯は「時宗相伝ノ一義」として、「正説」であると主張している。

次に有親父子がどのようにして、新田荘を出ることになったのかが記されている。徳川有親は新田一族として、鎌倉時代末期から南北朝の動乱を戦い抜いたが、至徳二年（一三八五）信濃国浪合で鎌倉公方の追討軍に敗れ、奥州塩釜に逃げ延びる。その後、応永二年奥州で鎌倉公方に抵抗する小山若丸に与するも、鎌倉公方の追討軍を前に逃散、有親父子は新田荘に戻り隠遁する。そこで、有親は親子三人ともども自害することを考え、ご本尊の宇賀神に「御運ノ拙サ」を嘆いたところ、次のような霊夢を見た。

脱衣ノ僧、単色ノ衣ヲ手ニ持来リ。此衣ヲ汝ニ授クヘシ。形ヲ引替テ  
此危キ処ヲ遁レ出ヘシ。天道イマタ汝等ヲ誅罰シタマハス。急キ此場  
ヲ立退クヘシト再三ノ給ヒケル間、貴僧ハ何方ヨリ来ラセタマモフ、  
イカナル方ニテ御ハシマスト問セタマヘハ、我ハ是諸国修行ノ僧也。  
少シノ木陰ヲ栖カトシ、念仏往生ノ道ヲ勸メテ今後ノ山寺ニ止宿スト  
云。

有親はこの夢をみて感激し、生きる希望を取り戻した。そして、夢に現れた僧侶が何者かを考え、近くのお寺で遊行十二代尊観法親王が「御札化益」をしていることを知る。「御札化益」とは、時宗独自の札配り行事を指す。

有親は早速二人の息子を連れて尊観法親王のもとを訪ね「今我々父子ノ身ノ上急難極運遁レカタク、尊師ノ座下ニ来ル。願ハクハ形ヲ替、御弟子ト成テ当難ヲ遁レン事ヲ頼マセタマヘ」と申し入れた。尊観は有親父子が弟子になることを受け入れ、有親と親氏は剃髪して「有親公徳阿弥、親氏公ヲ長阿弥ト御名ヲ改メサセ、無戒ノ沙弥ト」し、泰親は「有髪ノ喝食ニ

ナシタマヒ、独阿松寿丸ト御改名」となった。喝食は稚児とも呼び、寺院で雑用を務める少年を意味する。従って、この時、泰親は元服していなかったと考えることができる。

晴れて弟子となつた有親は、尊観に「是子孫相統シ運ヲ開クノ基本也」と話せば、尊観は有親へ「単色ノ衣」を授けた。有親はそれを不思議に思つて、夢の中での出来事を話すと、尊観は「以小ハ大ニ敵フヘカラスト云古人ノ金言アリ。今只此場ヲ退キ時ノ至ルヲ待タマフヘシ」と答えた。「以小ハ大ニ敵フヘカラスト」とは、少数では多勢に敵わないという意味である。

有親は幕府に逼迫されて所領を立ち退くことを「御牙ヲ嚙セタマヒケル」ほど悔しがらる。しかし、「我子孫類葉東耀セン事ヲ」望み、「我存命ナル程ハ尊師ノ御憐愍ヲ忘ルヘカラスト志願ヲアラハシ、尊師ノ跡ヲ奉セント御盟ノ御言葉ヲ」述べてその場を辞去した。有親は、二人の子を尊観に預けて、一人「隱遁行脚」の身となった。

## (二) 宇賀神像奉納と「迎僧寄志願」

尊観や二人の子と別れて上州を出た有親こと徳阿弥は、時宗総本山である清浄光寺へ赴いた。しかし、鎌倉に近いことを懸念した徳阿弥は、「御守本尊宇賀神ノ尊像並ニ御自筆ノ御願状」を清浄光寺に奉納して、尊観の「御修行先へ詣ントテ上都ノ方へ独行」した。「御願状」は徳阿弥が上州の所領を出る前に作成されている。この時、奉納された「御願状」は次のとおりである<sup>(8)</sup>。

### 迎僧寄志願

同姓ノ逆賊猛威震フ。吾レ極運逼ル。経稔宇賀神ヲ崇敬シ、今急難有テ嘆祈ヲ為ス。其ノ夜、単色脱衣ノ僧来テ汝ニ衣ヲ送ル可シ、兒ヲ求テ此ノ困ヲ出ヨ。天命未ダ殺罰セズ。非時速ニ去ル可、再三詞ヲ加

フ。師ハ何ン人ソ。諸国偏行ノ者ナリ。枝葉天覆フ処住ト為ス。後山ニ宿ス。夢ハ覚タリ。信ニ武勇ノ士ハ敵ヲ追ヒ、弱将ハ命ヲ逃ル之夢ナリ。已ニ臨生ヲ辱フスルニ有、終ニ尊、向拜為、二世ノ誓盟ヲ作ス。士側ニ俟ス。隣里ニ僧有ヤ、耶山ノ後ロニ偏行ノ聖<sup>(9)</sup>在ス。此ノ時志シユルマリ、道ヲ求メ僧ヲ迎フ。不幸ハ道ノ本ナリ。盛衰ノ時ハ兒ヲ移スニ有。衣送ルニハタシテ単色。驚怖心ニアフレ夢ノ事ヲ披。聖リ退テ時ヲ待ツ可シ。我レ念起、逆党為ニ国出ンハ活前ノ恨也。子々累彦東国ニ栄ンコトヲ誓。存命ナラハ尊離レズ。志願ヲアラハシ師ニ奉ス。跡ヲ茂山ニ隠シ上邦ニ独歩ヲ為ス。丹精空勿レ。誠恐誠惶頓首再拜。

歳ハ鬼宿、月ハ大簇、日ハ五徳ニ向フ 徳阿弥

「迎僧寄志願」の内容自体は前節で触れたように、有親父子の閲歴と出家までの経緯を記したものである。その点をふまえた上で、子孫の東国での発展を宇賀神像に祈願して奉納したということになる。ただし、『清浄光寺史』によれば、この「迎僧寄志願」は江戸時代に入ってから作成されたもので、偽文書であるとしている<sup>(9)</sup>。

「縁起」では、「迎僧寄志願」の最後にある「歳ハ鬼宿、月ハ大簇、日ハ五徳ニ向フ」を次のように解説している。

歳鬼宿トハ応永三年ヲ指タモフ事也。太平記ノ頃ハ宣明曆ノ法ヲ以、廿八宿ノ星ヲ以テ、其年々ニ配当シ置、専也。然ルニ応永三年ハ廿八宿ノ中、鬼宿星ニ当ル。故ニ歳鬼宿ト書セタモフ也。月大簇トハ正月ノ異名ヲ大簇ト云。故ニ正月ヲ指テ月大簇ト認サセタモフ也。日向五徳トハ元日ノ事也。正月ノ元日ヲ鶏日ト云義ヲ以日向五徳書セタモフ也。鶏ニ五徳アル事ハ文武勇信仁ノ五徳ヲ具スルモノ也。〔中略〕今此処鶏日ト云ヘキヲ日向五徳ト書セタモフ也。

この解説に従えば、徳阿弥が「迎僧寄志願」を作成したのは、応永三年（一三九六）一月一日となる。

### (三) 松平氏の継承

清浄光寺を出た徳阿弥は、遠江国大知波（現在の静岡県湖西市）の向雲寺で尊観と二人の子と再会する。その後、徳阿弥も尊観に随逐することになる。

応永三年五月、尊観が三河国大濱称名寺で御札化益をしていた際、連歌会が開かれることになった。称名寺の住持其阿弥陀仏は連歌の達人で、松平村の太郎左衛門家と酒井村の雅楽助家を弟子としており、この連歌会にも両家の当主が参加していた。両家の当主は、この連歌会の手伝いをしてきた長阿弥（親氏）と松寿丸（泰親）を見込んで自身の養子とする。「縁起」によればその顛末は次の通りである。

〔連歌の〕執筆ヲハ長阿弥公勤メラレケル時、両家ニハ長阿弥公ト喝食松寿丸殿トノ容体ヲ熟ト見テ、此御兩人尋常ノ人ニアラス、由緒アラン事ヲ上人ニ尋ネ奉ルニ、上人両家ヘ其御由緒ヲ包マス語ラセタモフ。時ニ両家談シ合テ上人ヘ願ハレケルハ、我等両家近郷ノ百姓ニテ貧シテサレ共、家ヲ続ヘキ男子ナシ。上人長阿弥殿ニ御還俗ヲ御許シ、松寿丸殿ト共ニ我等両家ヘ与ヘタマハ、御兄弟ニ跡ヲ相続サセ度旨、頻リニ所望有ケレハ、上人悦ヒ斜ナラス。スナハチ所望ニ応シ、長阿弥公ニ御還俗ヲ許サセタマヒ、酒井村雅楽助親氏ト名乗セタマヒ、後三子ヲ儲サセラレ酒井徳太郎親清ト名乗セケリ。是今時酒井一統ノ元祖也。松寿丸殿ヲハ松平村太郎左衛門方ヘ遣サレ、後ニ松平太郎左衛門尉泰親公ト名乗ラセタマヒ、御子二人御出生有。嫡子ヲ竹若丸ト申テ太郎左衛門ノ家ヲ続、二男竹松君後ニ信光ト申シ奉ル。是御当家御

先祖也。

ここで問題となるのが、松平氏を継いだのが弟の泰親とする点である。冒頭で触れたように、『御実紀』では、有親の子の親氏が最終的に松平氏を継いだとしている。しかし、『縁起』では親氏は酒井氏を継いでおり、親氏が松平氏を継いだとする幕府の公式見解と異なっている。

また、徳阿弥は「松平郷二庵室ヲ修飾、永享十二（一四四〇）年迄此処ニ御住居」していたとする。ただし、『御実紀』では、親氏が酒井氏の養子になる前に、称名寺で没したとしている。つまり、『御実紀』に比べて「縁起」では、有親はかなり長く存命していたことになる。

このように「縁起」には、幕府の公式見解と明確に異なる記述が散見される。

### 四 「縁起」の検証

有親（徳阿弥）が清浄光寺に宇賀神像を奉納する際に添えた「迎僧寄志願」には矛盾した点がある。それが、「迎僧寄志願」の作成年月日を指す「歳ハ鬼宿、月ハ大簇、日ハ五徳二向フ」である。

「縁起」の解説では、「鬼宿」が応永三年を指すとしている。既に触れたように、「縁起」では、有親父子は小山若犬丸に与するも、応永二年に鎌倉公方に敗れて上州の所領に戻り、年明けに「迎僧寄志願」を作成したことになる。

ただし、小山若犬丸が鎌倉公方に征討された年は応永三年であって、応永二年ではない<sup>10</sup>。そのため、「迎僧寄志願」が小山若犬丸の乱の後に作成されたのであれば、「鬼宿」は応永四年を指していなければならない。しかし、「鬼宿」が応永三年を指すとすれば、「迎僧寄志願」は小山若犬丸の乱より前に作成されたことになるため、有親父子が尊観の弟子になるまで

の経緯と矛盾することになる。

遊行十二代尊観法親王は、貞和五年（一三四九）に生まれた人物で、南朝の龜山天皇の皇子、常盤井恒明親王の子と伝えられている。延文五年（一三六〇）に遊行八代渡船の弟子となり、嘉慶元年（一三八七）二月に遊行の法燈を継ぐ。その後、各地を遊行し応永七年（一四〇〇）一〇月二四日に山口県下関市の専念寺で入寂する。尊観は「縁起」の中でも実在を確認できる数少ない人物であり、そのため尊観と有親父子の関係について考察する必要がある。

尊観は応永三年八月に上洛して後小松天皇に拝謁している。その際に、代々の遊行上人が南朝門跡として参内することを許されている。また、京都醍醐寺門跡昶尊法親王（後醍醐天皇皇子）から『絹本著色後醍醐天皇御像』を相承している<sup>(11)</sup>。

「縁起」では、応永二年末に有親父子が上州の所領に戻り、その年の内に尊観の弟子となる。応永三年元日に有親は「迎僧寄志願」を作成し、その後、清浄光寺に宇賀神像と共に奉納する。一方、親氏泰親兄弟は尊観に従い、応永三年五月に称名寺でそれぞれ松平氏と酒井氏の養子となる。尊観の上洛はその年の八月である。「鬼宿」が応永三年の場合、有親父子は応永三年に起きた小山若丸の乱に参加していないことになる。一方、「鬼宿」が応永三年を指すのではなく、有親父子は小山若丸の乱に参加した場合、有親父子は応永四年末に上州に戻るようになるため、応永三年八月に上洛した尊観とは上州でも称名寺でも出会っていないことになる。

このように「迎僧寄志願」には、有親父子と尊観のエピソードと小山若丸の乱との整合性といった問題が存在している。そのため、「縁起」は、尊観の行動に当てはめる形で、有親父子の動向が書かれたものと考えることができ。従って、「迎僧寄志願」は尊観の行動と有親父子の行動に整合

性を持たせ、徳川家の先祖と時宗に関連があることを示すために創られた偽文書の可能性を指摘することができる。

#### 五 おわりに

「縁起」は、徳川将軍家と清浄光寺の繋がりを強調するために、有親が奉納したとされる宇賀神像を題材として創られた可能性がある。

『清浄光寺史』では、上州新田領祝人村の亮弁という僧が、延宝年間に家に伝わる宇賀神像を安置する神殿を江戸に建てようとしたが叶わず、延享三年（一七四六）になって清浄光寺の善察が持参して清浄光寺に安置したという異説を紹介している<sup>(12)</sup>。あるいは、この説が事実に近いのかもしれない。

ただし、「縁起」が「恐惶秘録」という名前で筆写されていることから、少なくとも大久保忠衛には真実味のある話として信じられていたと考えられる。当時の人たちの、徳川将軍家への意識を知る手掛かりになるのではないだろうか。

#### 謝辞

本稿において調査対象とした大久保家資料は、大久保忠旦氏の御厚意によって、当館にご寄託いただいた史料である。記して感謝申し上げます。

#### 注

(1) 「恐惶秘録 宇賀神縁起 称名寺御由緒 将軍家上洛記」（大磯町郷土資料館寄託資料「大久保家資料」二一一二〇）。

(2) 清浄光寺史編集委員会編『清浄光寺史』（清浄光寺、二〇〇七年）二三五頁。

- (3) 近世歴史資料研究会編『江戸幕府編纂物篇【7】御實紀一「東照宮御實紀」解説篇』(科学書院、二〇一九年)。以下、『御実紀』と略す。
- (4) 松平親氏公顕彰会編『松平氏由緒書』(松平親氏公顕彰会、一九九四年)。「松平氏由緒書」は近世初期に、旗本松平太郎左衛門家によって作成された口伝書で、一九七一年に発見された。
- (5) 平野明夫『三河松平一族』(新人物往来社、二〇〇二年)、小宮山敏和「三河大名としての徳川氏」(笠谷和比古編『徳川家康 その政治と文化・芸能』(宮帯出版社、二〇一六年)、柴裕之『青年家康 松平元康の実像』(KADOKAWA、二〇一二年)。
- (6) 「御前髪」(「大久保家資料」二一五七―八六)元服の際に切ったと思われる前髪が残されている。
- (7) 前掲『清浄光寺史』二二三―二三五頁。
- (8) 引用に際して書き下し文に改めた。
- (9) 前掲『清浄光寺史』二二八頁。
- (10) 江田郁夫『室町幕府東国支配の研究』(高志書院、二〇〇八年)八一―八二頁。
- (11) 遠山元浩「清浄光寺蔵「後醍醐天皇像」関連史料の一考察」(『駒沢女子大学研究紀要』二二号、二〇一四年)。
- (12) 前掲『清浄光寺史』二二二頁。